

公益社団法人東京広告協会
令和4年度 事業計画書

自：令和4年1月1日

至：令和4年12月31日

令和4年度事業計画

公益社団法人東京広告協会は、公益社団法人全日本広告連盟をはじめとする関係諸機関・団体との連携のもと、総務、業務、広報、法務政策の各委員会の企画・立案により、広告の社会的使命を推進することを通して、一般市民の文化的な生活の向上、公正かつ自由な経済活動の促進及び地域社会の健全な発展に資することを目的に、以下の事業を展開する。

1. 情報提供

(1) 特別講演会（業務委員会）

会員社及び一般を対象に、広告業界にとどまらず、経済、文化、スポーツ界など幅広い分野から話題の講師を招き、広告が生活情報提供機能を果たしていく上で、どのようなテーマをとりあげ、どのような視点で物事を見ていくべきなのかを考える素材として、近々の社会・世相の動きを知るための特別講演会を春と秋の2回程度、企画・開催する。

2. 講座・研修会・育成

(1) 実践広告スキルアップセミナー（業務委員会）

会員社及び一般を対象に、実務上必要となる最新の知識を総合的に取得してもらうことを目的とする実践的セミナー。講師は、広告各部門の第一線で実務に取り組んでいるエキスパートが務める。夏～秋時期に企画・開催する。

(2) 秋のアドフォーラム（業務委員会）

会員社及び一般を対象に、広告界及び社会の最新動向の把握を目的とし、業務のヒントになるテーマ・内容により行うセミナー。秋時期に企画・開催する。

(3) 大学生意識調査（広報委員会）

首都圏の広告・マーケティング担当教授ゼミ学生による大学生意識調査プロジェクトチームが実施する「大学生意識調査」へ指導を行う。講師は、会員会社の第一線マーケティング・プランナー数名、テーマ選定から実査、プレス発表まで、同プロジェクトが実施する一連の活動をサポートし、学生にマーケティング・リサーチの手法を学んでもらう。結果は、調査報告書としてまとめマスコミ等に公表の上、会員及び要望があれば一般へも配布する。春か

ら秋にかけて実施する。

(4) 大学生広告制作講座（広報委員会）

首都圏の大学広告研究会で組織されるインターカレッジの学生を対象に、そのクリエイティブ・スキル向上を目的に会員会社の第一線クリエイターが広告制作の基本を指導する。会員が所属する企業より提供された商品を制作課題として、専門家による指導を参考に大学生自ら制作するプロセスを体験することを通してスキルを身につけてもらう。春から秋にかけて実施する。

(5) 広告未来塾（業務委員会）

会員社及び一般の広告関係の若手・中堅層を対象に、広告界の最高・最新の知見を学ぶとともに、将来に渡る人的ネットワークを築いてもらい、次代の広告界の担い手として育成することを目的とする、複数回連続の研修を、企画・開催する。

3. 調査研究及び資料収集

(1) 「広告法規マニュアル」発行及び内容説明会の開催（法務政策委員会）

広告関連諸法規の新設、改変に伴う解説をはじめ、実務に密着したテーマを選定、日常の広告業務におけるコンプライアンス（遵法）に役立つ広告法規の手引書を適時刊行し、WEBサイト上に概要を掲載し、広く一般にも公開する。また、刊行後、執筆者により内容を理解していただくための説明会を開催する。案内状は会員社に送付するとともに、WEBサイトにより広く一般にも参加を呼びかける。

(2) 「広告等法規・行政情報」の発行（法務政策委員会）

消費者庁による景品表示法違反事件処理を中心に、また、広告関係の法律・法規の動向及び各地方自治体の行政関連の情報などを広く収集した「広告等法規・行政情報」を適時刊行、会員及び一般にも頒布し、WEBサイト上に掲載し広く一般に公開する。

(3) 学校教科書広告関連記述調査（法務政策委員会）

次年度から使用される、文部科学省により検定済みの学校教科書における広告関連記述の調査を行い、広告の役割・機能等に対する誤解や偏見に基づく記述がないか調査を行う。記述改善の必要を認めた場合は、上部団体である全日本広告連盟と連携しての改善要望活動を通して、教科書発行会社との相互理解を図る。要望を行った場合は要望書をWEBサイト上に

掲載し、広く一般にも公開する。夏から秋にかけて実施する。

4. 普及啓発

(1) 高等学校教諭に対する広告研修会（広報委員会）

公民科・社会科、商業科を中心とした東京都内の高校教諭を対象に、正しい広告の実態を理解してもらい、学校の教育指導に役立ててもらうために、広告及び広告を取り巻く環境に関するトピックス等、各界の専門家から話を聞く研修会を実施する。高校教諭を通じた社会経済と広告に関する正しい知識の普及を図り、広告のあり方に関するコミュニケーションの土台を形成する。冬に開催する。

(2) 「東京広告協会 白川 忍賞」（総務委員会）

会員社及び一般を対象に、広告の発展、向上に広く貢献した業績ならびに活動を行った個人またはグループを「東京広告協会 白川 忍賞」贈賞規程にもとづき、顕彰する。表彰された業績・活動を見本として後に続く者を生み出すことを通して、広告の社会的使命が促進されることを目的とする。選考結果は、協会報及びWEBサイト上で公表する。

5. 全日本広告連盟（全広連）活動への協力

(1) 全広連負担金（総務委員会）

広告の社会的使命の促進を目的とする全国的・国際的団体である全広連の構成団体として、全広連が実施する講座・顕彰・助成事業等公益事業の財源のために負担金を支払い支援する。

(2) 全広連運営協力（四委員会）

上部団体である全日本広告連盟との業務委託契約に基づき、その法人管理も含む全ての事務局業務を処理すると共に、中核協会として同連盟及び同連盟が加入するAFAA（アジア広告協会連盟）の下記公益目的事業に参加・協力する。

①第70回全日本広告連盟沖縄大会（5月19日～20日）への参加・協力。

②第1回「鈴木三郎助全広連地域広告大賞」、第10回・第11回「全広連日本宣伝賞」（松下賞、正力賞、吉田賞、山名賞）への協力。

③第33回全広連夏期広告大学への協力。

④第15回全広連秋のシンポジウムへの協力。

- ⑤各地広告協会講演会・セミナーへの講師派遣。
- ⑥全広連WEBサイトへの協力。
- ⑦第25回アジア太平洋広告祭・ADFEST2022への協力。
- ⑧アジア広告協会連盟（AFAA）への協力。

6. 関係官公庁、関係団体との協力、連絡及び交流

(1) 関係官公庁等への要望活動（法務政策委員会）

広告に係る法・政策に関して、必要に応じて関係団体と連携・協力して、関係官公庁等に対して要望書を提出する。要望書を提出した場合には、要望内容をWEBサイトで公表する。

(2) 関係官公庁への協力活動（法務政策委員会）

関係官公庁から法・政策に関して周知協力の要請を受けた場合には、これに協力し、周知を図る。具体的には、当該情報を協会報及びWEBサイトに掲載する。

(3) 関係団体との協力、連携（四委員会）

関係団体と日常的に情報を交換・交流し、連携を図る。これを基盤として各種事業を展開する。

7. 情報発信

(1) 東京広告協会報発行（広報委員会）

機関誌東京広告協会報を3、6、9、12月の年4回発行、会員社を含む一般に配布する。記事の内容は、セミナー等の当協会の活動の実施報告及び予告広報、広告をめぐる社会的事業についての記事等で、会員だけでなく非会員にも要望があれば無償で頒布するほか、WEBサイトに掲載する。

(2) WEBサイト・SNS等による情報発信（広報委員会）

WEBサイト上で、協会の基本データの情報公開および、講演会・セミナー関係、協会報、各種の調査結果、要望活動等の事業内容を紹介する。会員はじめ広く一般に向けたWEBサイトの情報発信内容（コンテンツ）の充実に努めると同時に、SNS等を活用した積極的な情報発信・共有を行う。

8. 会員の交流活動

(1) 勉強会の実施（総務委員会）

会員管理のための活動として、会員同士の情報交換及びネットワークづくりの場を提供することを目的とした勉強会を実施する。会員へメリットを提供することで会員維持を図る。また、今後の共益事業化に向け準備を進める。

9. その他各種事業の立案と実施